

平成 28 年度事業計画

本年から「山の日」が国民の祝日となり、これを契機として多くの国民が森林レクリエーションを通じて、「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」という「山の日」の意義を体現できることが期待されている。

一方、森林・林業を取り巻く状況については、戦後造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎える中で、山村地域での雇用の創出や地域の活性化を通じ、地方創生にも貢献するものとして、豊富な森林資源を循環利用しながら林業の成長産業化を実現することが重要となっており、新たな木材需要の創出に向けたCLT（直交集成板）、耐火木材等の新たな製品・技術の開発・普及、公共建築物の木造化や木質バイオマスのエネルギー利用等による国産材の利用拡大、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等の取組が進められている。

国有林野事業においては、一般会計への移行から4年目を迎え、こうした林業成長産業化に向けた地域の取組を、地方自治体や地域の関係者と連携を図りながら、技術の開発・普及の面、木材の効率的な生産や搬出の面で後押していくことが公益重視の管理経営の推進に不可欠であり、国民の期待に応え得る国有林野事業のあるべき姿として率先して取り組んでいくとされている。

また、山村地域に関しては、地域で協力して行う里山林の保全、森林資源の利用、森林環境教育・研修活動等の取組を支援する森林・山村多面的機能発揮対策に加えて、引続き、山村の所得・雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用するための活動を支援することとされている。

こうした中で、当協会の目的である「森林のレクリエーション利用に関する調査研究・普及啓発、人材の育成等の事業を行い、もって森林のレクリエーション利用の推進と林業経営の活性化に寄与するとともに、農山村地域社会の振興、発展に資すること」を目指し、以下の事業に取り組むものとする。

1 森林のレクリエーション利用に関する調査研究事業

(1) 調査研究の推進

森林の総合的利用、国有林野の利活用等に関する調査研究を推進する。特に、森林環境教育の推進、山村地域の振興等に関する調査研究の受注に努める。

(2) 調査研究会等の開催等

調査研究の課題に即して調査研究会等を設けるとともに、関係省庁、関係団体、会員等が主催する研究会等に積極的に参加し、その成果の活用を図る。

(3) 参考図書の発行・普及

調査研究の成果等を踏まえて、森林のレクリエーション利用等に関する参考図書を発行するとともに、その普及に努める。また、既刊の「森林・林業体験の基礎」、「森林環境教育アクティビティ・プログラム集」、「みちかな里山のアクティビティ集」、「『森のようちえん』アクティビティ集」、「小学校で役立つ自然とみどりのアクティビティ集」等の普及に努める。

2 森林のレクリエーション利用に関する普及啓発事業

(1) 情報の収集・提供等

① 機関誌（情報誌）の発行・配布

機関誌（情報誌）「森林レクリエーション」を発行し、会員等に配布する。発行に当たっては、ニーズに即して森林レクリエーション活動、地域振興、森林環境教育等に関する事例を特集するなど、その内容の充実に努める。

② 適時適切な情報提供

森林のレクリエーション利用等に関する各種情報を収集し、会員等に対し適時適切な情報の提供に努める。また、ホームページの活用・充実に努めるとともに、フェイスブック等の SNS を活用し積極的な情報発信に努める。

(2) 第 29 回森林レクリエーション地域美化活動コンクールの実施

森林レクリエーション事業の振興を図り、森林に対する意識の向上と環境教育に寄与するため、森林レクリエーション地域において美化活動を行っている学校、地域・職場グループなどのボランティア団体等を広く募集し、その優良団体を顕彰する。

(3) 研修会の開催

① 全国研修会

森林の総合的利用の推進等をテーマとして、「第 30 回森林レクリエーション全国研修会」を開催する。

② 支部研修会

支部ごとに地域に即した研修会を開催する。

(4) 「山の日」記念事業の実施

関係団体との共催により「山の日」記念事業を実施する。

(5) 森林環境教育ネットワーク事業

森林に対する国民の理解を深める機会として、また、青少年の体験活動の場としても重要な課題となっている森林環境教育の推進を図るため、活動団体等のネットワーク化を図るためのウェブサイトの運営、メールマガジンの配信、パンフレットの配布等の活動を実施する。

(6) 子ども樹木博士認定活動への支援

「子ども樹木博士認定活動推進協議会」の事務局として、機関誌の発行、実施団体の登録、インストラクターの紹介、資料・情報の提供等の活動を支援する。

(7) 森林共生フォーラムの活動への支援

「森林共生フォーラム」の事務局として、研究会や研修会の開催等の活動を支援する。また、開催が予定されている 6 月、8 月、12 月及び 3 月の研究会について、テーマ等に応じて会員の参加を募る。

(8) 他団体主催行事への支援

日比谷公園で開催される「森と花の祭典—みどりの感謝祭」等の他団体主

催行事について、その開催趣旨等を踏まえて支援する。

3 森林インストラクター等人材育成事業

(1) 森林インストラクター養成講習の実施

森林インストラクターの審査を受けようとする者の知識や技能の水準の向上を図るため、「森林」、「林業」、「森林内の野外活動」及び「安全及び教育」の全4科目について講習を実施する。(平成17年度から、いわゆる環境教育等促進法に基づく「人材認定等事業」として農林水産大臣並びに環境大臣の登録を受けて実施)

(2) 森林活動ガイド養成事業

自然体験活動の指導者の確保が求められていることなどを踏まえ、「森林活動ガイド」を養成するため、森林活動ガイド養成講習会、森林インストラクター養成講習に併せた講習会及び他団体との連携による講習会の開催に努める。

4 森林インストラクター資格認定事業

森林・林業に関する国民の理解の増進、山村地域におけるレクリエーション的資源の利活用を通じた地域振興等に資するとともに、森林環境教育の必要性の高まりなどに対応するため、森林インストラクターの資格試験を実施する。実施に当たっては、実施会場等について検討するとともに、会員等の協力も得ながら積極的な広報等に努める。(平成17年度から、いわゆる環境教育等促進法に基づく「人材認定等事業」として農林水産大臣並びに環境大臣の登録を受けて実施)

5 陳情、要請等の活動

(1) 森林レクリエーション事業の実施に当たっての会員からの要望等について、関係方面への陳情、要請等を行うとともに、森林・山村地域の振興に寄与するため、森林・林業、観光・レクリエーション、農山村地域振興等の関係団体との連携に努める。

(2) 森林のレクリエーション利用、国有林野の利活用、森林資源を活用した地域振興等について、会員からの照会や相談等に対し適切な対応に努める。

(3) 森林のレクリエーション利用、森林環境教育等の事業に関する新たな取組について、関係機関と連携を図りつつ検討し、積極的な対応に努める。

6 組織の拡充・強化

森林のレクリエーション利用に関する調査研究等の諸活動、関係機関との連携、情報の収集・提供等に努める中で、会員の確保・拡大に努める。

7 公益目的支出計画の適切な実施

一般社団法人への移行の要件である「公益目的支出計画」について、財務事情等を勘案しつつ、適切に実施する。